定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十三日

北海道余市郡余市町黒川町一一六五番地

一〇　株式会社ニッケー

代表取締役　品田　武晴

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年五月二十八日です。

平成二十三年五月十三日

北海道余市郡余市町黒川町一一六五番地

一〇　株式会社ニッケー

代表取締役　品田　武晴

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十日開催予定の臨時株主総会において承認を得られることを条件として、株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することとしましたので、公告します。

なお、当社の株券は、右記定款変更が効力を生じる平成二十三年五月三十日に無効となります。

平成二十三年五月十三日

東京都文京区本郷二丁目二七番二〇号

株式会社アイリックコーポレーション

代表取締役　勝本　竜二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年六月二十四日（金曜日）開催予定の臨時株主総会及び同日開催予定の普通株式に係る株主による種類株主総会において、平成二十三年六月二十九日（水曜日）付で効力を生じる定款変更により、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることを予定しておりますので公告します。

平成二十三年五月十三日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号

銀座イーストビル八階

プリモ・ジャパン株式会社

代表取締役　澤野　直樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年五月十三日

神奈川県横須賀市平成町二丁目七番地

株式会社ハマダ

代表取締役　浜田　晴久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年四月二十七日開催の臨時株主総会において、当社株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議いたしましたので公告いたします。かかる定款変更の効力は、平成二十三年五月三十一日に生じますので、当社株式に係る株券は同日をもって無効となります。

平成二十三年五月十三日

大阪府吹田市青山台二―八―五

株式会社アルマ・ブラン

代表取締役社長　田中　聡

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十三日

東京都品川区西品川一丁目二八番一九号

旭ビルト工業株式会社

代表取締役　久松　恒夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月十三日

東京都中央区入船二丁目一番一号

株式会社アカギ

代表取締役　渋谷　宏明

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十三年六月二十四日（金曜日）開催予定の臨時株主総会において、全部取得条項付普通株式の全部を平成二十三年六月二十九日（水曜日）付で当社が取得する旨の決議をすることを予定しておりますので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月二十九日（水曜日）までに当社にその株券をご提出下さい。

平成二十三年五月十三日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号

銀座イーストビル八階

プリモ・ジャパン株式会社

代表取締役　澤野　直樹

限定承認公告

本籍千葉県浦安市堀江六丁目一九二三番地四、最後の住所千葉県浦安市堀江六丁目八番三〇号　被相続人　亡　渡邉　一代

右被相続人は平成二十三年三月二日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十八日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

埼玉県さいたま市中央区下落合三丁目一番一六号　相続財産管理人　小谷野博美

限定承認公告

本籍埼玉県鳩ヶ谷市桜町一丁目九四七番地二、最後の住所埼玉県川越市寿町一丁目二二七三番地一グランディマンション二〇二

被相続人　亡　稲垣　庄平

右被相続人は平成二十二年六月二十三日死亡し、その相続人は平成二十三年二月二十一日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

静岡県静岡市清水区秋吉町一丁目一七番地

カレッジK二　二―B号室

限定承認者　稲垣　晴実

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市青葉区もえぎ野一二番地五一、最後の住所東京都町田市鶴間六八四番地一鶴の苑W―四〇一

被相続人　亡　久保田　**衛**

右被相続人は平成二十三年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十三日

大阪府枚方市津田山手一―五〇―一―九一一

相続財産管理人　久保田修一

訂正公告

平成二十三年五月二日（号外第九十二号）掲載のインケアハワイ株式会社に係る旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、「⑨700万円」とあるは「⑨7000万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年五月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

訂正公告

平成二十三年四月二十六日掲載の北海道教育委員会に係る教育職員免許状失効公告中、授与年月日「平成10年3月10日」とあるは「平成10年3月15日」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年五月十三日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年四月七日法務省告示第百七十二号（日本国に帰化を許可する件）（印刷誤り）				
三一		終りから五	李貞南	李貞南
平成二十三年四月一日（号外特第二十四号）経済産業省告示第八十七号（中小企業信用保険法の規定に基づき災害及び地域を指定する件）（原稿誤り）				
一二五	上	一五	第三項	第四項
平成二十三年三月三十一日（号外第六十五号）防衛省告示第七十一号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づき土地の使用の認定をした件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
二二三	下	一〇	金武防衛出張所	金武出張所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十三日付第九八号九六　ページ●同日付政府調達第八七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）